

コーポレート・ガバナンス報告書

2026年5月18日

会社名 InfiniCloud 株式会社
(コード番号 582A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 瀧 康史
問合せ先 取締役 兼 管理本部長 向 正裕
T E L 050-3801-5987
U R L <https://infinicloud.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、すべてのステークホルダーとの対話を通じて持続的成長と企業価値の向上を実現することがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識しています。このため、企業倫理の醸成と、法令遵守のために常設委員会としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。株主をはじめとしたすべてのステークホルダーに経営情報を開示し、経営の公正性と透明性を確保することが、コーポレート・ガバナンスの充実だと考えています。さらに、法令の水準に甘んずることなく、会社が「善良な企業市民」として評価されるよう社会と協働し、社会から信頼される企業を目指します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社瀧事務所	240,000	54.79
込山 弘貴	39,200	8.95
前島 晃一	35,200	8.04
小熊 浩典	30,400	6.94
静岡キャピタル8号投資事業有限責任組合	26,600	6.07
株式会社田中邦裕事務所	20,000	4.56
瀧 康史	19,200	4.38
静岡キャピタル株式会社	13,000	2.97
株式会社 Geolocation Technology	8,000	1.83
向 正裕	2,000	0.46

孫 龍活	2,000	0.46
杉山 悦男	2,000	0.46

支配株主名	合同会社瀧事務所・瀧 康史
-------	---------------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

合同会社瀧事務所は、当社代表取締役である瀧康史氏が議決権の過半数を保有し、同氏が代表社員を務める資産管理会社であります。
--

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	9月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
------------	------

定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長・社長以外の代表取締役
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
孫 龍活	他の会社の出身者												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
孫 龍活	—	—	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントや株式会社ワーナーミュージック・ジャパン等世界的に事業展開をしている企業において、国内外の著作権や商標権等の業務に携わっており、広い経験と知見を有しております。また、複数社において執行役員という重要な役職の経験もあることから、高い知見と幅広い視野を生かし、引き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが

			できると判断し、社外取締役を選任しております。なお、同氏と当社の間にはその他の人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。
--	--	--	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期的に監査役、監査法人及び内部監査責任者とともに三様監査会合を開催しております。三様監査については、監査役、監査法人及び内部監査責任者より、それぞれの監査計画と実施状況並びに監査結果について報告を受け、相互に情報連携及び意見交換を実施することで監査品質の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉山 悦男	他の会社の出身者													
大野 篤	他の会社の出身者													
小澤 公一	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
杉山 悦男	—	—	情報通信事業会社に長年従事し、豊富な知識を有していることから、当社の社外監査役として選任しております。業務監査に関する知識、経験は豊富であり、当社の内部統制の強化への貢献を期待しております。なお、同氏と当社間にその他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
大野 篤	—	—	証券会社において株式上場およびファイナンス等の支援・指導業務に従事し、豊富な知識を有していることから、当社の社外監査役として選任しております。当該業務に関する知識、経験は豊富であり、当社の内部統制の強化への貢献を期待しております。なお、同氏と当社間にその他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
小澤 公一	—	—	公認会計士であり、その専門性と監査の実務の経験を当社の監査体制に反映していただくことにより、監査役監査の強化を図ることができるものと判断し、選任しています。なお、同氏と当社間にその他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の数	—
その他独立役員に関する事項	
—	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
—	

ストックオプションの付与対象者	従業員
該当項目に関する補足説明	
<p>当社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と企業価値の向上を図ることを目的としてストックオプションを付与しております。</p>	

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示を行っておりません。	
報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
<p>取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。</p>	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

<p>社外監査役とは、日常的に情報共有を行い、重要な案件については、必要に応じて経営会議等で事前説明を行い、取締役会において効率的な審議や意思決定が行われるよう努めております。また、取締役や従業員との面談等も実施し情報共有及び経営方針の共有も欠かさず行っております。</p>

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役会

当社の取締役会は、代表取締役 CEO である瀧康史を議長とした取締役 5 名で構成されております。4 名の常勤取締役（瀧康史、小熊浩典、向正裕、山田泰資）に加え、1 名の非常勤の社外取締役（孫龍活）は、重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っております。当社は、原則月 1 回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

(2) 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤の社外監査役である杉山悦男を議長とした監査役 3 名で構成されております。1 名の常勤の社外監査役（杉山悦男）及び 2 名の非常勤の社外監査役（大野篤、小澤公一）は、原則月 1 回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査に必要な情報の共有を図っております。なお、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、各部門へのヒアリング等により経営全般に対して幅広く監査を行っております。

三様監査については、監査役、監査法人及び内部監査責任者より、それぞれの監査計画と実施状況並びに監査結果について報告を受け、相互に情報連携及び意見交換を実施することで監査品質の向上を図っております。

(3)内部監査

当社の内部監査は、専任の内部監査責任者、内部監査担当者を配置しておりませんが、年間の内部監査計画に従い、代表取締役 CEO により指名された内部監査責任者、内部監査担当者 3 名により、全部署に対して監査を実施しております。内部監査責任者、内部監査担当者は、自己監査とならないよう、自己が所属している部門以外について内部監査を実施しております。内部監査責任者は監査結果及び改善事項の報告を代表取締役 CEO に対して行い、各部門に改善事項の通知と改善状況のフォローアップを行う体制を構築しております。

(4) リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役 CEO である瀧康史を委員長とし、各本部長および事務局メンバーで構成されており、四半期に一回開催されております。法令遵守に関する内部統制やリスク管理の徹底を図るため、当社において想定されるリスクを洗い出し、対応方針を決定し、モニタリングし、内部通報窓口を設置することで、リスクの発生を抑え、リスクが顕在化した場合の影響を最小限に抑えることを目的としております。

(5) 会計監査

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき監査を受けております。2025 年 9 月期において監査を執行した公認会計士は、西川福之、嶋田聖の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士 5 名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を避けた株主総会の設定	今後検討すべき事項であると考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在は実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、英文による提供を考えておりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後の導入に向けて努力いたします。	なし
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後の導入に向けて努力いたします。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。	—
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部本部長を責任者とし、管理本部を担当部署として IR 活動を行ってまいります。	—

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程を整備し、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることに努めてまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示に努めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムにつきましては、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、2022年11月14日の取締役会にて、内部統制基本方針を定める決議を行っております。当社の内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の取締役及び使用人を対象に、行動規範の周知徹底を継続して行うとともに、コンプライアンス規程を制定し、法令、定款、社内規程、社会通念及び企業理念等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について、当社の理解を深め、当社におけるコンプライアンスを確保するための体制を構築する。その一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び使用人を対象としたコンプライアンス等に関する社内研修制度を構築し、実施する。
- (2) 当社におけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制を推進するために、当社に、当社の代表取締役を委員長とし、各組織を統括する者を委員とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス及びリスクに関する重要事項の審議を行い、その内容を取締役会及び監査役会に報告する。
- (3) 当社の取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
- (4) 当社の取締役は、社外で開催されるコンプライアンスに関する各種セミナー等に出席し、理解を高める。
- (5) 当社におけるコンプライアンスに係る通報機能及び相談機能を強化するため、当社すべての取締役、監査役及び使用人を対象とする社内通報制度であるヘルプラインを設置するとともに、当該通報を行った者に対して不利な取扱いを行う事を禁止する。
- (6) 当社は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して、全社一丸となって反社会的勢力排除の徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とし、反社会的勢力による不当要求からすべての役員および従業員の安全を確保し、反社会的勢力と一切の関与を持たない旨を基本方針とする。（「反社会的勢力排除規程」第1条参照。）また、当社における反社会的勢力排除体制としては、「反社

会的勢力排除規程」を制定し、所管組織を管理本部と定め運用を行う。また、取引先との間で締結する「機密保持契約書」、「サービス利用約款」、「InfiniCLOUD 利用約款」等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を織り込む。なお、所轄警察署や暴力追放運動推進センターと連携し、不当要求防止責任者を選出・配置し、問題発生時には顧問弁護士を通じた社内体制を構築する。

- (7) 他の業務執行組織から独立した当社の内部監査責任者、内部監査担当者による内部監査を実施する。内部監査を通じて当社の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、当社の使用人の職務執行の適正性を確保する。
- (8) 当社の監査役と内部監査責任者、内部監査担当者は、毎月連絡会を開催し連携をとり、情報の共有化に努め相互に監査の効果を高める。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 取締役会等の議事録や稟議書等、当社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 当社の取締役及び監査役は、取締役会及び稟議書等の重要な文書を常時閲覧できるものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社におけるコンプライアンス、災害・環境・情報セキュリティ等に係る個別のリスクについて、リスクカテゴリーごとに当社の各組織が、それぞれ規程及びマニュアル等に従い、当社の使用人に対する教育・指導を行うものとする。
- (2) 大地震等の大規模災害発生時における対策として、当社において「災害発生時避難マニュアル」を策定し、役職員、来訪者等の安全、重要業務の継続等を確保するための体制を構築する。
- (3) 当社全体のリスクの認識・リスクの発生の未然防止等の検討をリスク・コンプライアンス委員会にて行う。
- (4) リスク・コンプライアンス委員会にて、リスクマネジメント上重要な課題を審議するとともに、リスク管理体制を整備する。
- (5) 他の業務執行組織から独立した当社の内部監査責任者、内部監査担当者による内部監査を実施する。内部監査を通じて、当社の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理体制の適正性を確保する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社においては取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催する体制を構築させる。
- (2) 当社における組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図る。
- (3) その他社内規程を整備することにより、当社の取締役の職務の効率的な執行を確保する。

5. その他の当社における業務の適正を確保する体制

- (1) 上記 1 から 4 に掲げるもののほか、下記事項についての体制を構築する。
 - ① 当社の内部監査責任者、内部監査担当者は、当社取締役会が承認した内部統制評価基本計画書

に基づき、当社に対する内部統制評価を実施し、その結果を取締役に上程し承認を受ける。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社の内外の者が当社の活動を認識するうえで、財務報告は極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは当社の社会的な信用維持・向上に資することを強く認識し、財務報告に係る内部統制の整備に取り組む。
- (2) 財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的な計画を報告年度単位に作成し、財務報告における内部統制の整備を進める。
- (3) 財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、評価対象業務から独立し、かつ内部統制の整備及び評価に精通した内部監査責任者、内部監査担当者によって評価する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項、同使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び同使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の業務補助のため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には遅滞なく、監査役スタッフ等の監査役を補助する使用人を置く。当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。
- (2) 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限はその業務を補助する範囲内において監査役又は監査役に帰属するものとし、取締役及びその他使用人は、監査役を補助する使用人に対し指揮命令権限を有しない。
- (3) 監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定については、事前に常勤監査役の同意を必要とする。

8. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会のほか重要な会議に出席し、業務執行状況並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制の報告を受ける。
- (2) 前記の重要な会議に付議されない重要な稟議書及び報告書等について、当社の監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を受ける。
- (3) 当社の取締役及び使用人は、次の事項を遅滞なく、当社の監査役へ報告するものとし、これに準拠した体制を構築させる。
 - ① 法令、定款に違反する又はその虞がある事項、及び社内規程、コンプライアンス規程に違反する重大な事項
 - ② 会社に著しく損害を及ぼす虞がある事項
 - ③ 当局検査、外部監査の結果及び当局等から受けた行政処分等の事項
 - ④ その他業務遂行上必要と判断した事項
- (4) 当社の内部監査責任者、内部監査担当者は、その実施した当社における内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）を当社の監査役へ報告する。
- (5) 当社の取締役及び使用人は、当社グループのすべての取締役、監査役及び使用人を対象とする社内通報制度であるヘルプラインにて受けた通報の内容を、当社の監査役へ報告する。

(6) 当社の監査役へ報告を行った当社の取締役、監査役及び使用人に対して不利な取扱いを行う事を禁止する。

9. 当社の監査役の職務執行について生ずる費用等に関する事項

(1) 監査役がその職務の執行について必要な費用の支出等については、監査役が必要と考える金額を適正に予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった費用の請求をしたときは、当該請求が当該監査役の職務執行に必要でないことが明らかである場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理をする。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は、監査役監査に関する基準及び基本事項を定め、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とした規則を定める。

(2) 代表取締役は、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について、監査役と定期的に意見の交換を行い、相互の認識を深めるよう努める。

(3) 監査役は、当社の監査法人から会計内容について適宜説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。

(4) 取締役は、監査役の職務遂行にあたり監査役が必要と認めた場合には、弁護士等外部専門家との連携を図れるよう配慮する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、暴力団及びそれに準ずるものと当社が定めたもの(以下「反社会的勢力」という。)の排除及び法令遵守の徹底によって、業務の適切性及び健全性を確保するため、次の内容を基本方針として取り組むこととする。

(1) 反社会的勢力による不当要求は、担当者及び担当組織だけに任せることなく、代表取締役 CEO 以下全社一丸となって対応する。

(2) 反社会的勢力による不当要求からすべての役員及び正規従業員、パートタイム従業員、嘱託社員、ジョブ型社員(以下「従業員」という。)の安全を確保するとともに、当該不当要求が当社及び従業員の不祥事に端を発するものであったとしても事実関係の隠蔽等を目的として裏取引を行うことはない。

(3) 反社会的勢力とは、取引関係先を含めて一切の関与をもたない。

(4) 反社会的勢力との関与によって当社に著しい損害を与えた場合は本規程及び「就業規則」の定めによって断固たる処罰を行う。

(5) 当社は、当基本的な考え方に基づき反社会的勢力排除に関する規程を明文化するとともに研修活動を実施し、すべての役員及び従業員に徹底しなければならない。

2. 整備状況について

当社は、「反社会的勢力排除規程」を整備し、定期的に従業員に対して研修を受講させるなど、周知徹底を図っております。本規程に基づき、新規取引開始時に反社チェックを行っており、既存取引先に関しても年1回の定期的なチェックを行っております。また、静岡県暴力追放推進センターにおいて不当要求防止責任者を選任し、暴力団対策法に規定された法定講習を受講することにより情報収集を行い、社内で共有しております。

V. その他

1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

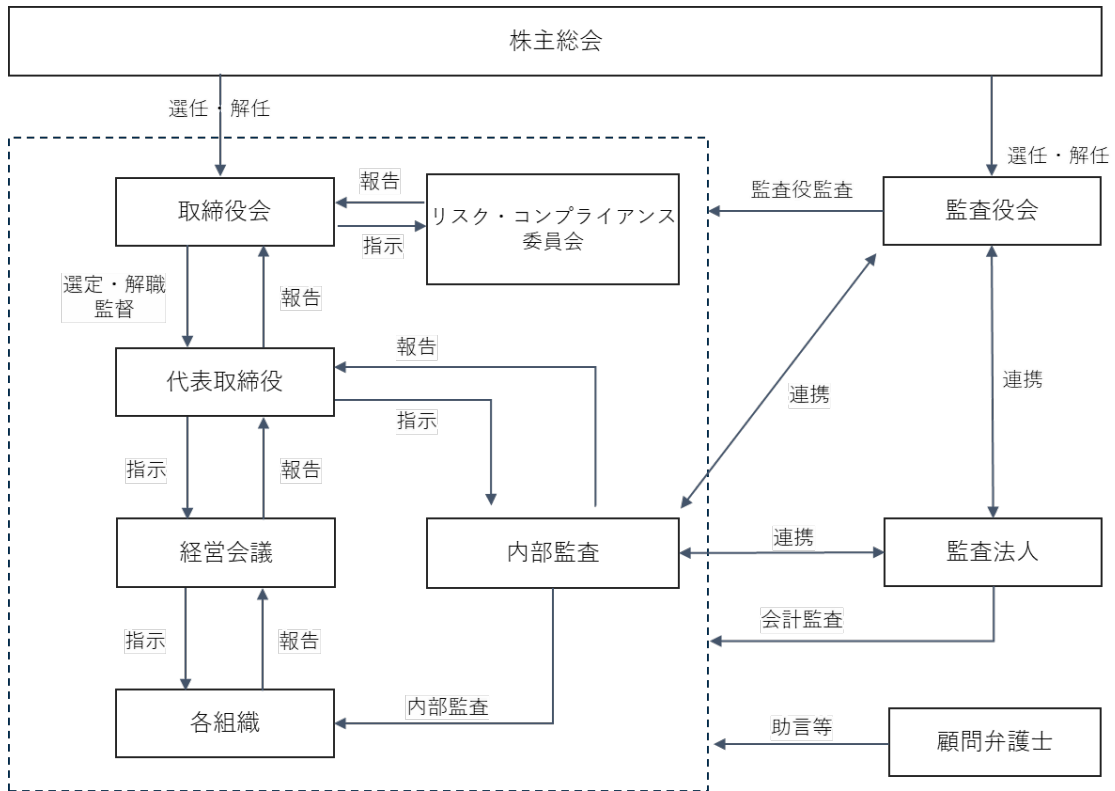
該当項目に関する補足説明

—

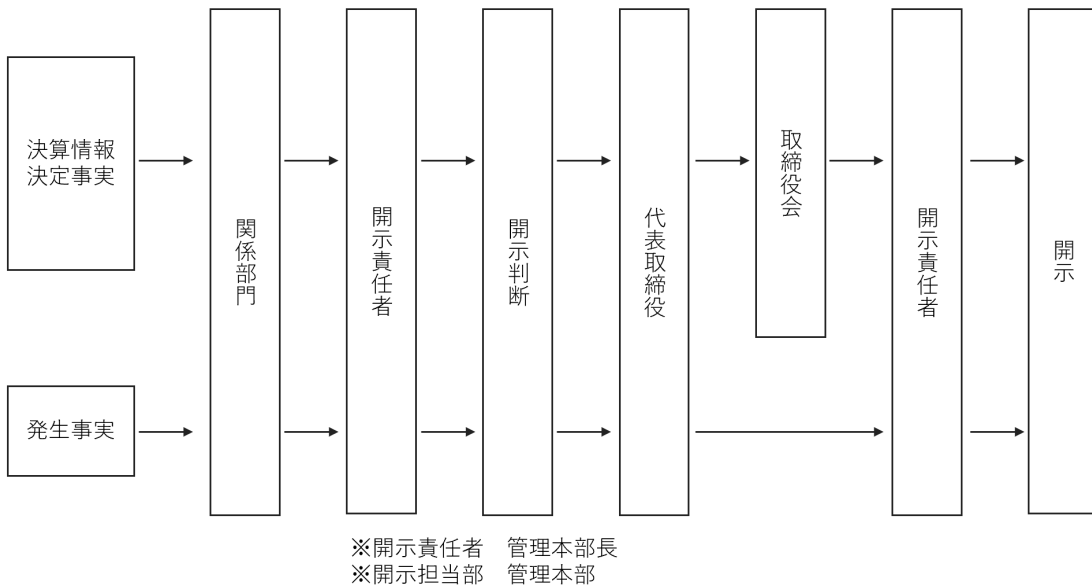
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の模式図は、次のとおりです。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



以上